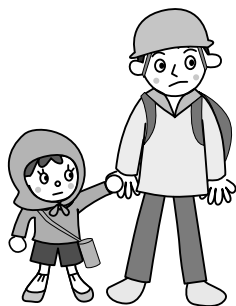


■避難勧告等の発令とタイミング

避難勧告等は被害の恐れが高まった場合などに、右表の3類型に分けて発令します。用語と意味を理解し、避難勧告等が発令された場合は速やかに避難しましょう。

避難勧告等が発令したときは、同報系防災行政無線や津市ホームページ、広報車、報道機関などを通じてお知らせします。



| | |
|-------------------|---|
| 避難準備（災害時要援護者避難）情報 | 災害時要援護者（※）など、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければいけない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 |
| 避難勧告 | 通常の避難行動ができる人が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 |
| 避難指示 | ・人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 |

※災害時要援護者とは、高齢者や障がい者など、災害が発生した場合に、避難、または情報収集が困難になることが予想され、特別な配慮が必要な人のことをいいます。

●●●●●●●●●● 家の中の地震対策 ●●●●●●●●●●

阪神・淡路大震災では、家具類の転倒による死傷のほか、家具類の下敷きになり屋外に避難できずに延焼火災の犠牲となったケースもありました。家の中の地震対策は大丈夫ですか？



※イラストは参考です。家具の重量などによってはさらにしっかりと固定する必要があるため、専門家に相談ください。

出口の確保も忘れずに！

玄関に固定していない棚があったり、水槽や花瓶を置いたりしていませんか。地震の際、それらが転倒・散乱すると外に逃げられない、靴も履けない、という状態になってしまいます。出口の確保に十分注意しましょう。

■住宅の耐震化を行いましょう

市では昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅を対象に、耐震診断の無料実施や補強工事の費用などの補助金を交付する制度を設けています。詳しくは、広報津7月1日号をご覧ください。また、住宅の耐震改修工事により、一定の条件を満たせば所得税の特別控除と固定資産税の減額措置が受けられます。

●●●●●●●●●● 非常持出し品と備蓄品 ●●●●●●●●●●

備蓄品

飲料水

1人につき1日
3リットルを
最低3日分用意

食料品

最低3日分用意

非常持出し品(例)



その他

(毛布、寝袋、テント、ロープ、携帯用カイロなど)

あると便利なもの

ラップフィルム

食器にかぶせて汚れ防止に

ビニール袋

雨具、水の運搬、簡易トイレに

梱包用布テープ

骨折部分の固定など多目的用途に

ウェットティッシュも
あると便利！

非常持出し品や備蓄品は
定期的に点検しましょう

お風呂の水や
水洗トイレの
タンクの水なども
役に立つんだね

※避難時にすぐに持ち出せる場所に保管しよう。
重くなりすぎないように！